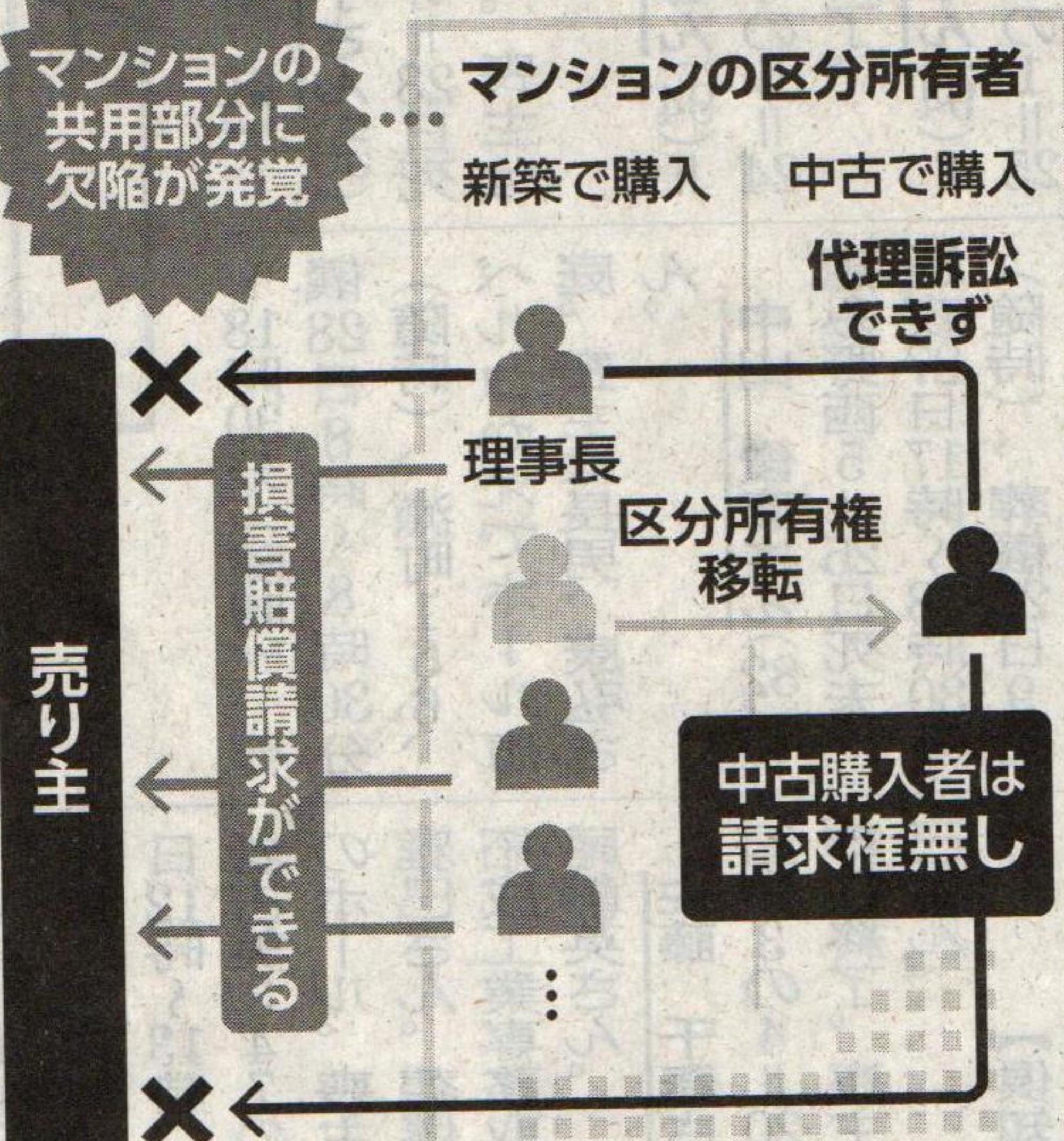


中古購入は賠償請求できず?

マンション共用部の欠陥 判例が足かせ

マンションを中古で購入した人の
損害賠償請求権は?



「安全性が確認できず、改善が必要」と横浜市
から指摘を受けたマンション敷地内の擁壁

マンションの共用部分に欠陥があるのに中古で購入した所有者は損害賠償を請求できない——。横浜市のマンション住民らが起こした訴訟で、いまいな法律から生まれた過去の判例を理由にこんな事態が起きている。かねて同様の問題を指摘してきた日本弁護士連合会は法改正を求め、国の諮問機関も見直しの議論を加速させている。

最初の買い主に権利

横浜市の総戸数139戸のマンションで昨年1月、敷地内で古い擁壁が見つかった。市は「安全性が確認できず、改善が必要」と指摘。擁壁は分譲前からあつたが、販売時に重要事項説明書など

で説明はなかった。

住宅品質確保促進法では、売り主は新築物件の引き渡しから10年は、欠陥が見つかると補償しなければならない「瑕疵担保責任」を負う。住民らは売り主の事業者側に補

なぜ半分以下の請求にとどまるのか。「過去の判例のせいで、区分所有者の半分以下の分しか請求できない。そもそも、中古購入人は請求すらできなかつた」。マンションの管理組合の理事長はそう語る。

過去の判例とは、2016年7月の東京地裁判決だ。東京都内のマンションで外壁がはがれ落ちる欠陥が見つかり、売り主に損害賠償を求めた。訴状によると、改修などにかかる費用は約1064万円。だが、請求金額は約405万円だ。

なぜ半分以下の請求にとどまるのか。「過去の判例のせいで、区分所有者の半分以下の分しか請求できない。そもそも、中古購入人が最初に連絡をとるのは、共用部分の欠陥などについては、管理組合の管理者（理事長）が『原状回復』を負う。住民らはそう語る。

だが判決では、区分所有法などの解釈として、損害賠償請求権は「売り主」と最初に契約した買主のものとされ、中古で購入した人は元の所有者から譲渡されない限り、損害賠償請求権を持たない。

また、それぞれの原告は区分所有分しか権利がない。改修費用など約1064万円を全所有者で割り、裁判に参加した53人分の約405万円だけが請求の対象となつた。

このため、区分所有者が転売されても、理事長が損害賠償請求権を代理で行使できる案を提示。さらに、区分所有権と一緒に請求権も次の所有者に移るという規定を法律に明記する考え方を示した。法務省は、早ければ来年の通常国会にも同法改正案を提出する方針だ。

法改正の議論活発化

共用部分の損害賠償請求権の移転問題について、日弁連は5月、立法措置を講じるように求めどに提出した。区分所有

の譲渡があった時は、損害賠償請求権も譲渡されたり、さらに理事長は区分所有権を分けるマンションは、損害賠償などを求められるのは効率が悪い。このため02年に区分所有法が改正され、共用部分の欠陥などについては、管理組合の管理者（理事長）が「原状回復」を負う。住民らはそう語る。

法相の諮問機関である法制審議会では、見直しの議論が進んでいる。6月にまとめた中間試案では、現在の区分所有法に起きた場合、問題を放置したとして住民側が損害赔偿を請求される可能性もある。

（山本孝興）